

申請理由「3. 介助」の対象者（要配慮者）

①要支援・要介護認定者

要介護状態区分（要支援1, 2・要介護1～5）が記載された介護保険被保険者証。有効期限内のもの

②・住所地特例対象者（施設入所者）

- ・マル遠対象者（施設入所者：子ども）
- ・佐世保市内の病院や施設（障害者施設や介護保険施設等）に住民票を置いている方

在園証明書。（対象者であることがシステム上確認できた場合は不要。）

③障がい者手帳（身体・精神）所持者（療育手帳含む）

身体・療育で再判定があるものはその期限内のもの。
精神障害者福祉手帳は有効期限内のもの。

④指定難病受給者証所持者

特定医療費（指定難病）受給者証。有効期限内のもの。

⑤成年後見人制度を利用している方

（被成年後見人の他、被保佐人、被補助人も含む。任意後見契約の方は除く）

登記事項証明書、無い場合は、審判書謄本

要件を満たすことの根拠資料の添付（コピー可）が必要です。

その他、判断に迷う場合は、医療保険課へご相談ください。

なお、「3. 介助」の場合、次年度以降は有効期限が切れる前に申請なしで職権にて資格確認書を送付します。

「2. カード返納」「3. 介助」以外の方は都度申請が必要です。